

# 協定締結に至る経過について

平成 25 年 12 月 20 日 企画課

## 1. 岩石採取等に係る環境保全に関する協定を締結

平成 25 年 11 月 29 日、町は川越工業(株)と岩石採取等に係る環境保全に関する協定を締結しました。このことを受け山形県は採石法に基づく町への意見照会・回答を経て、平成 25 年 12 月 3 日に岩石採取計画を認可しました。以下、協定締結に至るこれまでの経過等について説明します。

## 2. 認可申請を受けて事業説明会を実施

7 月 23 日、川越工業(株)が県に岩石採取計画の認可申請を行ったことを受け、8 月 8 日に役場で事業説明会を開催しました。説明会では、事業者の説明に対し参加した多くの町民から岩石採取に反対する意見が出されました。また、町に対しても「多くの町民が反対しているのだから、町は反対の姿勢を明確にすべき」との意見をいただきました。

## 3. 町の対応方針の説明会を実施

その後、町は環境保全会議（会長 三浦澄雄氏）との協議を重ね、併せて環境審議会、水循環保全審議会、町議会全員協議会等での説明を経て、11 月 15 日に町の対応方針の町民説明会を実施しました。主な説明内容は次のとおりです。

- ① 協定は環境を守るために締結するものであること。
- ② 採石法の規定が全国一律の認可基準であり、地域の事情を反映できないこと。
- ③ それに対抗しうる手段として協定があること。
- ④ 現行法の限界があり、この問題の早期解決の手法としては公有地化がもっとも確実であること。
- ⑤ そのため、新たに公有地化の協議のための覚書締結を附則として加えたこと。

## 4. 町、町民の意見を計画に反映させることが肝要

協定締結は、地下水脈に影響を及ぼすような深掘りをさせない、作業時間、運搬積載量制限など地元の要望を事業計画に反映させるものです。その反対に「県要領で求める協定を結ばないこと」は、開発優先の採石法の基準が適用されるということの意味し、岩石採取計画に「町・町民の声が届かなくなる事態」は避けなければならないとの判断があります。

## 5. 公有地化に一定の理解

町の説明に対し説明会に出席した町民からは、町は岩石採取に反対の姿勢を明確にして協定締結すべきでない等の意見が多く出されました。こうした意見に対し、採石

法の運用、公害等調整委員会の裁定実例、結果がどうなるかわからないが反対するという対応はできない、等重ねて説明し理解を求めました。

一方で、問題解決のために一刻も早く公有地化を進めてほしいという意見もありました。

## 6. 協定締結は環境を守るため

以上の経過や環境基本条例の規定を踏まえ、熟慮の結果、冒頭に記載のとおり、町は事業者と協定を締結しました。また、公有地化に関する覚書については、平成25年12月9日に締結しました。

今後は公有地化の交渉を進めると共に、岩石採取事業監理委員会の設置等の取組みを進めていきます。

## 7. 今後も環境保全の取組みを推進

こうした岩石採取事業に関する対応とは別に、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の規制条項が平成26年1月1日に施行となります。12月中に指定する予定の水源保護地域及び水源涵養保全地域における開発行為の事前の届出、一定規模を超える井戸設置の事前届出などが義務化されます。（詳しい内容は改めて広報ゆざ2月号に掲載します。）

こうした新しい施策とあわせて、今後も環境保全の取組みを進めてまいりますので、町民の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。



11月15日 町の対応方針の説明会



平成24年8月30日 監理委員会